

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

運営規程

1. 資産及び会計運用管理規定

(適用範囲)

第1条 資産及び会計の運用管理については、定款の定めに従うほか、この規程の定めるところによる。
(管理責任者)

第2条 資産及び会計の運用管理の責任者は会長とする。
(管理)

第3条 資産のうち、現金は手許金及び銀行の預金等の形で、設備及び備品は事務所等において善良な管理者の注意をもって、それぞれ維持及び管理する。

(会計原則)

第4条 会計は、一般に公正妥当と認められる会計原則の慣行に従うものとする。

2. 競技者登録規定

(強化スタッフ、国内・国際審判員)

第5条 強化スタッフ及び審判員は、登録競技者として登録されている者に限る。

(競技者登録)

第6条 本連盟の登録競技者は日本国籍を有し、加盟団体の統轄区域内に居住又は勤務し、もしくは所属クラブを有する者で、その地区統轄加盟団体に登録手続きを行い、この連盟に登録された者をいう。ただし、外国籍の者で日本に6ヶ月以上居住し、本連盟の目的に賛同する者は、資格審査を経て登録競技者となることができる。

第7条 本連盟の登録者は、以下の通り区分する。

- (1) 強化スタッフ
- (2) 国内・国際審判員
- (3) 各競技成年競技者
- (4) 各競技少年競技者(高校生以下)

(登録手続)

第8条 本連盟の登録競技者になろうとする者は、事業年度ごとに、氏名、住所、生年月日、所属クラブ、登録競技者の種別等を所定の登録用紙に記入の上、登録料を添えて、所属区域の加盟団体を經由して本連盟に申請しなければならない。

- 2 追加登録および登録変更の受付は、事業年度内に所定の手続により加盟団体を經由して本連盟に申請しなければならない。

(登録料)

第9条 登録競技者の登録料は、別表1に定める通りとする。

- 2 本規程第14条における(1)と(2)の区分を重複して登録する場合は、登録料の高い区分の登録料1区分を支払うものとする。

(登録競技者の所属団体)

第10条 登録競技者が所属する加盟団体はいかなる場合も1つに限られる。

(所属団体の変更)

第11条 登録競技者が所属団体を変更するときは、現在所属する加盟団体の承諾を得なければならない。登録競技者の移動で所属する加盟団体が変わる場合は、新所属加盟団体へ前所属加盟団体の登録変更承諾書を提出しなければならない。前所属加盟団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える登録競技者は本連盟に提訴することができる。

(登録審査委員会)

第12条 登録に関する問題は総務委員会において処理し、重要問題に際しては登録審査委員会が設けられる。

2 登録審査委員会は、専務理事、総務委員長、競技委員長、事務局長、各競技強化部長及び専務理事指名の理事で構成し、専務理事が議長となる。

(代表出場権)

第13条 本連盟並びに加盟団体が主催、主管または後援する競技会及び事業に参加する選手は、本連盟の登録競技者に限る。ただし、本連盟が普及の目的をもって開催する競技会の参加者、本連盟の招待者、役員の一部はこの限りでない。

2 登録競技者は、本連盟及び加盟団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。登録競技者でその本人が学籍を有する大学や高等学校を代表する場合及び本連盟或いは加盟団体が認めるときはこの限りでない。

(外国人競技者の出場資格)

第14条 外国人競技者が、本連盟の公認する競技会へ出場を希望するときは、その者の所属する国の競技連盟から有資格者であること及び競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば、当該競技会の規定に基づき参加を認めることができる。

(アンチ・ドーピング)

第15条 本連盟の登録競技者及び競技関係者は、IBSF及びFIL並びに(公財)日本アンチ・ドーピング機構(以後「JADA」と呼ぶ)のアンチ・ドーピング規定の適用を受け、この連盟は、IBSF及びFIL並びにJADAのアンチ・ドーピング活動を積極的に支援する。

2 本連盟の係わる競技会におけるアンチ・ドーピング活動は、IBSF及びFIL又はJADAのアンチ・ドーピングに関する規定及び手続に則り、厳格に実施される。

(スポーツ仲裁機構)

第16条 この連盟における競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分などボブスレー・リュージュ・スケルトン競技またはその運営に関して、この連盟またはその機関の決定に対して競技者またはその競技者の所属する団体が不服申立をした場合は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決される。

3. 会員に関する規定

(入会金)

第17条 正会員、賛助会員の入会金は必要としない。

(年会費)

第18条 正会員、賛助会員の年会費は、別表2に定める通りとする。ただし、加盟団体選出の正会員が変更になった場合においては、当該年度分の年会費を支払う事を必要としない。

4. 理事に関する規定

(理事の選任)

第19条 理事の候補者の合計数が10名を上回る場合には、理事会において過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。この場合、候補者一人ずつについて投票する。また委員会に属し、専任として業務をおこなっているものをその範囲内で専任理事として理事会で承認する。

(年会費)

第20条 本連盟の理事は、専任理事および外部理事を除き、別表2に定める理事年会費を支払う。なお、外部理事とは、最初の就任時点で以下の(1)~(3)のいずれにも該当しない者を指す。ただし、当該理事の有するその他の知見(法務、会計、ビジネス等)を理由として理事としている場合は外部理事とする。

(1) 本連盟と下記の緊密な関係がある者

- ・ 過去4年間の間に本連盟の役職員であった
- ・ 本連盟の加盟団体の役職者である
- ・ 本連盟の役員又は幹部職員の親族(4親等以内)である

(2) そり競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

- (3) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、そり競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

5. 役員の定年に関する規定

(役員の定年)

第21条 理事及び監事は、就任事業年度6月1日現在においてその年齢が70才未満でなければならない。任期期間中において70才以上になった者は、その任期期間中は在任するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、日本国籍を有する関係諸団体の代表及び当該人物が再任されないことで本会の運営に著しい支障が生じると判断される者は、理事会の議決並びに会員総会の承認を得て、70歳を超えても在任できる。

6. 役員の再任に関する規定

(理事の再任回数の制限)

第22条 理事の再任は通算5期までとする。ただし、5期目の任期終了後、4年の期間を経た後は新たに理事候補者となることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、日本国籍を有する関係諸団体の代表及び当該人物が再任されないことで本会の運営に著しい支障が生じると判断される者は、5期を超えて選考・再任することができる。

7. 役員等に関わる費用の支払に関する規定

(費用の支払)

第23条 正会員、理事、監事及び顧問には、その職務を行なうために要する費用の支払をする場合がある。

- 2 経費は、原則として受領者の指定する銀行口座への振込の方法により支払う。この場合には、振込の記録をもって領収書に代える。

8. 委員会に関する規定

(総務委員会)

第24条 総務委員会は、下記事項を管轄して実施する。

- (1) 連盟全体に関する事業計画、年度予算・決算
- (2) 登録競技者の登録
- (3) (公財)日本オリンピック委員会・(公財)日本スポーツ協会及び国内関係団体との連絡・調整
- (4) IBSF・FIL 及び各外国関係団体との連絡・調整
- (5) 役員との連絡調整

(総務委員会の構成)

第25条 総務委員会委員長は理事会において選任する。

- 2 総務委員会委員は、各道府県連盟事務局長、または同連盟の長が指名した者とする。

(競技委員会)

第26条 競技委員会にボブスレー・リュージュ・スケルトンの各競技強化部、指導者養成部、医・科学部を置き、下記事項を管轄して実施する。

- (1) (公財)日本オリンピック委員会及び、(公財)日本スポーツ協会との、競技に関する事項の協議、及び、連絡・調整
- (2) IBSF・FIL 並びに外国関係団体との競技に関する事項の協議及び連絡・調整
- (3) 競技選手育成・強化のための事業計画の作成・実行・報告
- (4) 競技選手育成・強化のための事業予算の作成並びに実行・管理及び決算・報告
- (5) 有望選手の発掘・育成・強化と一貫指導体制の確立
- (6) 競技普及のための事業計画の作成・実行・報告
- (7) 競技関係規則・規約及び競技用具の研究
- (8) 種目・競技間の連携の推進

- (9) 競技選手育成・強化のための指導者養成
- (10) (公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)との連絡・調整・連携
- (11) 国立スポーツ科学センター(JISS)との連絡・調整・連携
- (12) ナショナルトレーニングセンター(NTC)との連絡・調整・連携
- (13) 競技の医事並びに科学に関する事項

(競技委員会の構成)

第27条 競技委員会委員長は理事会において選任する。

- 2 各競技強化部長、指導者養成部長、医・科学部長及び競技委員会委員は、競技委員会委員長が指名し、理事会において選任する。

(大会・審判委員会)

第28条 大会・審判委員会に大会運営部と審判部を置き、下記事項を管轄して実施する。

大会運営部

- (1) 国内・国際競技大会開催計画の作成
- (2) 国内・国際競技大会のための事業予算の作成並びに実行・管理及び決算・報告
- (3) 国内・国際競技大会の開催・実施
- (4) 競技大会役員の育成・指導
- (5) その他連盟の競技大会に関する事項

審判部

- (1) 競技大会審判員の育成・指導・認定
- (2) 競技規則・規約書の発行
- (3) その他連盟の競技大会審判員に関する事項

(大会・審判委員会の構成)

第29条 大会・審判委員会委員長は理事会において選任する。

- 2 大会運営部長、審判部長及び大会・審判委員会委員は大会・審判委員会委員長が指名し、理事会において選任する。

(コンプライアンス・倫理委員会)

第30条 コンプライアンス・倫理委員会は、コンプライアンスを実現するために次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制及びその他関連する諸規程等の作成・制定
- (2) 違反行為対象者へのヒアリング
- (3) 違反行為についての委員会裁定と理事会への上程
- (4) コンプライアンス上解決すべき課題への対応
- (5) コンプライアンスについての啓発
- (6) コンプライアンス対応状況の確認並びに方針及び体制の見直し
- (7) その他、コンプライアンスを実現するために必要な事項

(コンプライアンス・倫理委員会の構成)

第31条 コンプライアンス・倫理委員会委員長は、理事会において選任する。

- 2 コンプライアンス・倫理委員会は、代表理事、専務理事、事務局長、法務顧問のほか、各委員会の委員長から選出し、構成する。

3 本条第2項の他に、専門の知識を有する者を委員とすることが出来る。当該委員はコンプライアンス・倫理委員会委員長が指名し、理事会において選任する。

- 4 監事はコンプライアンス・倫理委員会に出席して、意見を述べることができる。

(コンプライアンス・倫理委員以外の者の出席)

第32条 コンプライアンス・倫理委員会委員長は、必要に応じ、委員以外の者をコンプライアンス・倫理委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(コンプライアンス・倫理委員会の開催)

第33条 コンプライアンス・倫理委員会は、委員長が招集し年間1回以上開催する。ただし、コンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに開催するものとする。

(コンプライアンス・倫理委員会の議事)

第34条 コンプライアンス・倫理委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、その決議は構成員の協議を経て決定する。

(機密保持義務)

第35条 コンプライアンス・倫理委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その者がその職を退いた後も、同様とする。

(マーケティング委員会)

第36条 マーケティング委員会は下記の事項を管轄して実施する。

- (1) 各競技に共通する連盟全体のマーケティング
- (2) 新規スポンサーの開拓

(マーケティング委員会の構成)

第37条 マーケティング委員会委員長は理事会において選任する。

2 マーケティング委員会委員は、マーケティング委員長が指名し、理事会において選任する。

9. 事務局運営規定

(適用範囲)

第38条 事務局の運営については、定款の定めに従うほか、この規定並びに別に定める細則による。

(運営)

第39条 事務局は、本連盟の目的及び事業の円滑な実行及び実現のために加盟団体、役員、各委員会、登録競技者と連携・協力して、合理的かつ効率的に運営されなければならない。

10. 本規程の変更

(運営規程の変更)

第40条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 本規程は2012年(平成24年)6月1日から施行する。
- 2 2014年(平成26年)5月22日 一部改定
- 3 2015年(平成27年)7月29日 一部改定
- 4 2016年(平成28年)1月25日 一部改定
- 5 2021年(令和3年)6月1日 一部改定
- 6 2022年(令和4年)6月1日 一部改定
- 7 2022年(令和4年)7月25日 一部改定
- 8 2022年(令和4年)12月12日 一部改定
- 9 2023年(令和5年)7月24日 一部改訂

別表1 登録料

1 競技者登録料

強化スタッフ	2,000円	
審判員	2,000円	ホフスレー・スケルトン競技及びリュージュ競技の 両競技に登録している審判員を含む
成年競技者	2,000円	1競技につき
少年競技者(高校生以下)	1,000円	1競技につき

別表2 年会費

1 会員

正会員	年会費	300,000円	
賛助会員	年会費	個人 1口	5,000円
		法人 1口	10,000円

2 理事

会長	年会費	1,000,000円
副会長	年会費	500,000円
理事	年会費	300,000円

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

コンプライアンス・倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)におけるコンプライアンス及び倫理について規定する。

(定義)

第2条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令(行政上の通達・指針等を含む。)、連盟規則(定款、運営規程その他連盟が定める規程等をいう。)、連盟が締結した契約等及び倫理規範(以下「法令等」と総称する。)の遵守をいう。

(対象者)

第3条 本規程の対象となるものは、連盟又は連盟加盟団体の役員、委員及び職員(以下「役職員」という。)並びに連盟に登録した競技者、スタッフ及び審判員(以下「登録者」という。)とする。

(役職員・登録者の責務)

第4条 役職員・登録者は、連盟の業務の推進に当たり、コンプライアンスの最優先を運営方針の一つと認識し、法令等を厳守することはもとより社会的規範を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

- 2 登録者は、前項に定めるもののほか、別に定める「登録競技者・スタッフ行動規範」を遵守しなければならない。

(役職員・登録者の禁止事項)

第5条 役職員・登録者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令・当連盟の連盟規則及び、当連盟が加盟する団体の各種規程等に違反する行為
- (2) 他の役職員・登録者に対して(1)の法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役職員・登録者の(1)に該当する行為を黙認する行為
- (4) 試合の不正操作、違法賭博
- (5) 暴力、各種ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、ドーピング、薬物乱用(大麻、麻薬、覚醒剤等)等の違法行為
- (6) スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会的規範に反する不適切な行為

(懲戒処分等)

第6条 連盟は、委員会の審議に基づき、第5条の規定に違反した役職員・登録者を連盟規則等に照らし懲戒処分に付すことができるとともに、連盟に損害を与えた役職員・登録者に対して損害の賠償を求めることができる。

- 2 役職員・登録者は、次に掲げる事由を理由として損害賠償責任を免れることができない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかった
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかった
- (3) 連盟の利益を優先する目的で行った

(教育研修)

第7条 連盟は、役職員・登録者に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、教育及び研修を行うものとする。

(事前相談)

第8条 役職員・登録者は、自らの行為又は意思決定が第5条に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ委員長又は法務顧問に相談しなければならない。

(通報)

第9条 役職員・登録者は、他の役委員又は全登録者が第5条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに委員会又は通報相談窓口に通報しなければならない。

第10条 連盟又は連盟加盟団体の役員、委員及び職員(以下「役職員」という。)並びに連盟に登録した競技者、スタッフ及び審判員(以下「登録者」という。)が連盟の決定に不服がある場合には、当該役職員又は登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立を行うことができる。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、委員長が発議し、理事会の決議による。

附則

1. 本規程は2013年(平成25年)4月12日から施行する。
2. 2022(令和4)年6月1日 一部改訂
3. 2023(令和5)年7月24日 一部改訂

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

処分規程

(目的)

第1条 本規程は、コンプライアンス・倫理規程第6条に定める懲戒処分の種類及び方法等について、その細則を規定する。

(適用範囲)

第2条 本規程の対象者は、連盟又は連盟加盟団体の役員、委員及び職員(以下「役職員」という。)並びに連盟に登録した競技者、スタッフ及び審判員(以下「登録者」という。)

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定した者が行うコンプライアンス・倫理規程第5条のいずれかに該当する行為をいう。

(違反行為に対する処分の種類・内容)

第4条 連盟は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役職員

ア 口頭による注意を行い戒める(戒告)。

イ 口頭及び文書による注意を行い、始末書を提出させ、戒める(譴責)。

ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する(減給—有給の場合)。

エ 下位の役職へ移行させる(降格)。

オ 理事会において懲戒免職の決議をし、速やかに正会員総会を招集して解任請求を行う(懲戒免職)。

(2) 登録者

ア 口頭による注意を行い戒める(戒告)。

イ 口頭及び文書による注意を行い、始末書を提出させ、戒める(譴責)。

ウ 連盟主催の競技会・合宿への出場や立ち入り禁止・制限する(出場・立入制限)。

エ 連盟の登録者としての資格を停止する(登録資格の停止)。

・一定期間の登録資格停止

・無期の登録資格停止

オ 登録資格剥奪:永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。

(処分の原則)

第5条 連盟は、処分に際しては、これを中立、公正かつ迅速に行う。

(刑事裁判等との関係)

第6条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の連盟以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、連盟は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。本規程による処分は、当該違反者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて連盟以外の処分を受けることを妨げない。

(上部団体等による処分との関係)

第 6 条の 2 本規程が適用される者が、連盟が加盟する団体により処分を受けた場合、連盟は、第 9 条の規定にかかわらず第 4 条に規定する処分のいずれかを科すことができる。

(違反者の処分の解除)

第 7 条 本規程のより処分を受けたものは、処分開始日から 1 年以上を経過した後に、以下の手続きにより、処分の解除を申請することができる。なお、無期限の処分の場合は 5 年以上を経過した後とする。

(1) 処分を受けたものは、連盟事務局に対し処分解除申請書及び反省または嘆願の書面を提出する。

(2) 連盟事務局は、コンプライアンス・倫理委員会に前号の書類一式を回付する。

(3) コンプライアンス・倫理委員会は、処分解除申請者を聴聞のうえ、解除相当と判断した場合、その旨を理事会に上程する。

(4) 理事会の決議を経て処分解除を決定する。

(通報相談窓口の設置)

第 8 条 連盟は、本規程第 2 条に規定するものによる違反行為の通報相談を受付けるため、通報相談窓口を設置する。

2 通報相談窓口については、通報相談処理規程による。

(処分の決定)

第 9 条 本規程の第 2 条に規定するものが第 3 条に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス・倫理委員会は調査し、処分を決定する。決定内容については理事会の決議を得た後、審査対象者に書面をもって通知する。

2 前項の書面には次の事項を含むものとする。

(1) 審査対象者

(2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)

(3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実

(4) 処分の手続の経過

(5) 処分の理由

(6) 処分の年月日

(7) 審査対象者が本協会の登録者であって、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる

(処分に対する不服申立)

第 10 条 審査対象者が処分決定に不服がある場合には、当該審査対象者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立を行うことができる。

2 連盟は、前項の申し立てをしたことを理由として、第 1 項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、2022年6月1日より施行する。
- 2 2023年(令和5年)7月24日 一部改訂